

## 大学教育再生加速プログラム(AP) 事後評価結果

整理番号	22	大学等名	大阪府立大学
テーマ	テーマⅠ・Ⅱ複合型		

### （「大学教育再生加速プログラム委員会」による評価）

#### 【総括評価】

B：概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。

#### 【コメント】

大学改革の加速については、採択テーマに即してそれぞれの事業は一定の進捗が認められる。学修成果の可視化に関わる学生調査に関しては、目標値には届かないまでも高い実施率となっており、これらのデータに関する分析も的確に行われている。一方で、68.8%の教員がアクティブ・ラーニング手法を用いていることは、一定の成果とは言えるが、大学全体の改革という観点からは優れた成果とは言い難い。また、アクティブ・ラーニングに関する各種取組がなされているが、取組の成果として示された数値は大学全体の改革が加速したことを示す積極的な根拠となりえていない。ループリックが全学的に利用されているか確認できないこと、「共同知識構築システム（meaQs システム）」の教員利用者数も70名にとどまっていること、eポートフォリオの入力状況は改善しているものの60%にとどまっていることなど、いずれも一定の取組がなされているものと思料されるが、大学全体の改革という観点からは十分であるかは不明確である。

事業の具体的な取組の進捗状況については、年度計画に基づき、各種の取組が一定程度進められており、学修成果の可視化に関しても、学生調査の高い実施率の下で多様な分析がなされている。しかし、目標の達成状況に関しては、全23指標のうち16指標についておおむね達成されていると評価すべき指標も含まれているものの、目標値には未達である。「アクティブ・ラーニングを導入した授業科目数の割合」「学生1人当たりアクティブ・ラーニング科目に関する授業外学修時間」「学生の授業外学修時間」など、本事業の成果を測る上で重要な指標が目標値未達であるほか、「学生の授業外学修時間（1週間当たり）」は事業開始年度の実績値を下回っている点は大きな課題である。

事業の定着に向けた実施体制及び継続のための取組状況については、学長が議長を務める「教育研究審議会」の下に、「教育企画運営会議」「教育改革専門委員会」が設置され、「高等教育開発センター」「学士課程教育組織」等が連携する組織構造・実施体制が整備されている。また「APステアリング委員会」「高等教育開発センター」「教育改革専門委員会」による自己評価が行われ、外部評価委員会による中間・最終評価もなされている。しかし、本事業内で並行して行われる取組ごとにPDCAサイクルの主体が様々であり、特にA（改善）の観点から全学として統合的な取組となっているか確認できないなど、大学全体としてどのように本事業を発展的に実施していくのかが不明確である。現状の体制と運営状況を捉え直した上で、全学が一体となって今後の事業継続に取り組むための検討が必要である。

事業成果の普及については、「波及効果」に関わる成果はmeaQsシステムの他大学への波及も極めて限られるなど、十分な水準で取り組まれているかは不明確である。今後は積極的な成果の波及に努めることが望まれる。

事後評価結果案に対する意見申立て及び対応

整理番号	22	大学等名	大阪府立大学
テーマ	テーマⅠ・Ⅱ複合型		

意見申立て内容	意見申立てへの対応
<p><b>【申立て箇所】</b>  <u>eポートフォリオの入力状況は改善しているものの60%にとどまっていることなど、いずれも一定の取組がなされているものと思料されるが、大学全体の改革という観点からは十分であるかは不明確である。</u></p> <p><b>【意見及び理由】</b>            大学全体の改革という言葉には、「取組」と「成果」の2つの意味が含まれていると思われる。eポートフォリオに関しては、事後評価調書の2～3ページ及び5ページの「Ⅱ-2. eポートフォリオの入力状況の改善」の項目に記載のとおり、全学的な「取組」として項目の選定、入力の簡易化のためのQRコードの開発、成果報告会の開催、eポートフォリオへの入力と成績情報との連携を行った。その結果、AP開始以前のeポートフォリオの入力率(全学生の平均)が25%であったところ、最終年度には60%となっており、この35ポイントの増加は限られた期間の結果としては十分な「成果」であると考えている。</p>	<p><b>【対応】</b>            原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>            eポートフォリオに関しては、入力状況改善のための取組が実施され、事業開始前年度に比して入力状況に改善が見られており、一定の取組がなされたことは認められるが、該当部分のほか、ルーブリックやmeaQsシステムの利用状況なども併せた状況を踏まえ、大学全体の改革という観点からは十分であるとは言い難いと判断した。</p>

<p><b>【申立て箇所】</b> 本事業内で並行して行われる取組みごとに PDCA サイクルの主体が様々であり、特に A（改善）の観点から<u>全学として統合的な取組となっているか確認できない</u>など、<u>大学全体としてどのように本事業を発展的に実施していくのか</u>が不明確である。</p> <p><b>【意見及び理由】</b> 事後評価調書 33 ページ【PDCA サイクル】及び 31～32 ページ【学内の実施体制】において、説明が十分でなかったため、この点について補足説明させていただく。大学全体の PDCA サイクルの実施主体は教育企画運営会議であり、AP 事業を含め、全ての質保証に関する活動はこの会議において掌握されている。AP 事業を含め、各部局における FD 活動は、教育改革専門委員会を経て常に教育企画運営会議で審議・報告されている。つまり、大学全体としては、教育企画運営会議を中心に本事業を発展的に実施していく予定である。</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 本意見申立てにおいて補足説明はされているものの、それぞれの取組ごとに実施されている PDCA サイクルが、いかに統合的に進められているのかは依然として明確になっておらず、大学全体として、教育企画運営会議を中心に A（改善）の観点から効果的な取組を実施しているか不明確であると判断した。</p>
---	---